

幹部会運営規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という。）の定款第 34 条に基づいて、幹部会運営に関する基本的事項を定めたものである。

(構 成)

第 2 条 幹部会は、定款第 34 条に基づいて、会長と常任理事全員（副会長を含む）で構成する。

2. 監事は、幹部会に参加して意見を述べることができる。

3. そのほか、必要に応じ、会長の承認を得て、必要な理事、正会員及び使用人（事務局員）が会議に陪席し、参考意見を述べることができる。

(機 能)

第 3 条 幹部会は、定款第 34 条に基づいて、次に掲げる事項を行う。ただし、理事会の権限を侵してはならない。

(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出する。

(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出する。

(3) 理事会からの依頼事項を協議して、理事会に提出する。

(招集・開催)

第 4 条 幹部会は、定款第 34 条に基づいて、会長が必要と認めた場合に招集し開催する。

(進 行)

第 5 条 幹部会の進行役は、総務委員会委員長あるいは同副委員長がこれにあたる。

2. 総務委員会委員長および副委員長が欠席の場合は、会長が進行役を指名する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。